

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和2年12月17日（令和2年（行情）諮問第707号）

答申日：令和3年10月21日（令和3年度（行情）答申第320号）

事件名：特定事件に係る事件記録の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定事件（特定高等裁判所特定年月日A判決）に係る事件記録（ただし、判決要旨を除く。）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年6月26日付け法務省訟行第414号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求める。

2 審査請求の理由

原処分が不開示とした部分の不開示情報該当性につき審査を請う。殊に、原告が公職にあった者であり、かつ自ら会見するなどして広く報道・公表された事案であることを勘案すべきである。ただし、実際に開示実施がなされた場合には、審査対象を開示実施部分に限定する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分について

（1）本件開示請求の内容について

本件開示請求は、審査請求人である開示請求者が、処分庁に対し、令和2年1月28日付け通知書（法務省令和2年1月29日受領）をもって、「特定年月日Aに、特定高等裁判所が国に約〇万円の支払いを命じる旨の判決をした訴訟（いわゆる特定問題をめぐる行政文書の不開示決定に関するもの）に係る事件記録 ※法施行令13条2項の規定の適用上1件の行政文書と観念されるべき複数の行政文書の全体を含む。」の開示請求をしたものである。

（2）本件一部開示決定の経緯について

処分庁は、本件開示請求に対し、「特定事件（特定高等裁判所特定年月日A判決）に係る事件記録」を特定し、令和2年4月10日付け法務

省訟行第295号及び令和2年6月26日付け法務省訟行第414号（原処分）をもって、上記行政文書の一部を開示する決定をした。

(3) 開示を実施した文書について

審査請求人は、令和2年7月13日付け「行政文書の開示の実施方法等申出書」（法務省同月14日受領）、同年9月15日付け「行政文書の開示について（通知）」（法務省同月16日受領）及び同月28日付け「行政文書の開示について（通知）」（法務省同月29日受領）をもって、原処分をした行政文書のうち、実際に開示を求める文書を、訴状（「訴状訂正申立書」を含む。）、答弁書、準備書面（「訴えの変更申立書」「求釈明書」「求釈明申立書」を含む。）、控訴状（「控訴理由書」を含む。）、証拠説明書及び判決書（以下、これらを併せて「本件開示実施文書」という。）とした。

なお、本件開示実施文書は、令和2年10月16日に審査請求人に発送済みである。

2 審査請求人の主張及び審査請求の範囲について

審査請求人は、「原処分が不開示とした部分の不開示情報該当性につき審査を請う。殊に、原告が公職にあった者であり、かつ自ら会見するなどして広く報道、公表された事案であることを勘案すべきである」として、原処分によって不開示とされた部分の開示を求めている。

なお、審査請求人は、「実際に開示実施がなされた場合には、審査対象を開示実施部分に限定する。」としているところ、上記1(3)のとおり、既に開示実施済みであることから、本件における審査請求対象の範囲は本件開示実施文書の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）に限定される。

3 本件不開示部分に係る原処分の妥当性について

以下に述べるとおり、本件不開示部分が法5条1号本文、2号イ又は6号柱書のいずれかに該当することは明らかであるから、本件不開示部分を不開示とした原処分は正当である。

(1) 本件不開示部分に記載されている情報について

本件不開示部分には以下の情報が記載されている。

- ア 原告（控訴人）の氏名・住所・職業に関する情報
- イ 訴外個人の氏名・肩書に関する情報・所属団体に関する情報・傷病の状況
- ウ ウェブページの標題（原告（控訴人）のブログ）
- エ 訴外弁護士の氏名及び原告代理人弁護士の印影
- オ 特定法務局訟務部の電話番号及びファクシミリ番号

(2) 不開示情報該当性について

- ア 法5条1号本文に該当することについて

上記（１）アからウ及びエのうち訴外弁護士の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることとなるものを含む。以下同じ。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法５条１号本文に該当する（なお、訴外弁護士の氏名は、仮に法５条１号に該当しないとしても、下記イに記載のとおり、法５条２号イに該当する。）。

イ 法５条２号イに該当することについて

上記（１）エのうち、原告代理人弁護士の印影は、当該書類が真正に作成されたことを示す認証的機能を有し、これを公にすることにより、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法５条２号イに該当する。また、訴外弁護士の氏名については、上記アのとおり個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため法５条１号に該当するが、仮に同条１号に該当しないとしても、当該弁護士が本件開示実施文書の案件にどのように関与したかが明らかとなり、当該事案の内容に鑑みると、当該弁護士が不当な取引に関与したような印象を与え、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法５条２号イにも該当する。

ウ 法５条６号柱書に該当することについて

上記（１）オについては、いずれも公開されていないものであり、当該部分を明らかにすることにより、いたずらや偽計に使用されることにより、国の機関が必要とする緊急の連絡や外部との連絡に支障を来すおそれがあり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法５条６号柱書に該当する。

エ 審査請求人の主張について

審査請求人は、「原告が公職にあった者であり、かつ自ら会見するなどして広く報道、公表された事案であることを勘案すべきである」と主張するが、「公職にあった」、「広く報道公表された事案」の具体的な内容や、それをどのように「勘案」すべきであるかは明らかではなく、審査請求人の主張はそもそも失当である。

なお、審査請求人の「広く報道、公表された事実」を「勘案」すべきということが、本件事案がいわゆる公領域情報（法５条１号ただし書イ）に該当するものとして、開示を求めているものと善解したとしても、ある情報が新聞等の報道により一時的に公衆の知り得る状態に置かれたとしても、それは飽くまで報道機関の独自の取材に基づき報道されたものであり、これをもって当該情報が法令の規定

により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとはいえず（東京地裁平成22年12月22日判決，その控訴審東京高裁平成23年7月14日判決参照。また答申例として令和元年（行情）第230号，同第583号など。），審査請求人の主張には理由がない。

4 結論

以上のとおり，本件不開示部分は法5条1号本文，2号イ及び6号柱書に該当することから，本件不開示部分を不開示とした原処分は正当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 令和2年12月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和3年1月15日 審議
- ④ 同年9月10日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年10月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は，本件対象文書を含む文書の開示を求めるものであり，処分庁は，本件対象文書の一部を法5条1号，2号イ，5号並びに6号柱書き及びロに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し，審査請求人は，本件不開示部分の開示を求めていると解されるところ，諮問庁は，原処分は正当であるとしているが，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，本件不開示部分のうち，別表2に掲げる部分については，改めて検討した結果，開示することとするとの説明があったので，以下，本件対象文書の見分結果を踏まえ，当該部分を除く上記不開示部分（別表1に掲げる文書の不開示部分。以下「本件不開示維持部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 原告及び控訴人の氏名及び住所等

当審査会において本件対象文書を見分したところ，①別表1の通番（以下「通番」という。）2（1頁目（本件開示実施文書の1頁目を指す。以下同じ。））及び通番41（135頁目）には，原告の氏名（氏のみを含む。以下同じ。）及び住所が，②通番3（9頁目），通番5（10頁目），通番7（11頁目），通番9（14頁目），通番12（18頁目），通番14（20頁目），通番16（23頁目），通番18（30頁目），通番20（32頁目），通番22（35頁目），通番24（38頁目），通番26（39頁目），通番29（40頁目），通番31（41頁目），通番32（46頁目），通番34（49頁目），

通番35（71頁目）、通番36（74頁目）、通番37（78頁目）、通番38（100頁目）、通番39（122頁目）、通番40（129頁目）、通番52（190頁目）、通番54（192頁目）、通番56（193頁目）、通番58（196頁目）、通番61（197頁目）、通番64（199頁目）、通番65（202頁目）、通番66（204頁目）、通番69（207頁目）及び通番70（209頁目）には、原告の氏名が、③通番43（160頁目）及び通番51（174頁目）には、控訴人（原告）の氏名及び住所が、④通番44（163頁目）及び通番48（167頁目）には、控訴人（原告）の氏名が、⑤通番68（205頁目）には、原告作成の情報が記録されていると認められる。

上記の各不開示部分は、各文書ごとに原告（控訴人）の氏名及びこれと一体として特定の個人を識別することができる情報と認められ、法5条1号本文前段に該当し、同号ただし書きに該当する事情は認められない。また、当該不開示部分は、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地もない。

以上のことから、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（2）弁護士印影

当審査会において本件対象文書を見分したところ、①通番1（1頁目）、通番4（9頁目）、通番6（10頁目）、通番8（11頁目）、通番10（14頁目）、通番13（18頁目）、通番15（20頁目）、通番17（23頁目）、通番19（30頁目）、通番21（32頁目）、通番23（35頁目）、通番25（38頁目）、通番53（190頁目）、通番55（192頁目）、通番57（193頁目）、通番59（196頁目）及び通番62（197頁目）には、原告訴訟代理人弁護士の印影が、②通番42（160頁目）及び通番45（163頁目）には、控訴人訴訟代理人弁護士の印影が記録されていると認められる。

弁護士の印影は、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを公にすると、偽造等によって当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

（3）特定法務局訟務部の電話番号及びファクス番号

当審査会において本件対象文書を見分したところ、通番33（46頁目）及び通番49（167頁目）の不開示部分には、特定法務局訟務部の電話番号及びファクス番号が記録されていると認められる。

当該不開示部分の不開示理由について、諮問庁は、上記第3の3

(2) ウのとおり説明する。

これを検討するに、標記の不開示部分は一般に公開されていない情報である旨の諮問庁の説明は、これを覆すに足りる事情は認められないことから、これらを開示すると、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼす旨の上記諮問庁の説明は、首肯できる。したがって、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) その余の部分

ア 当審査会において本件対象文書を見分したところ、通番11(14頁)、通番27(40頁目)、通番28(40頁目)、通番30(40頁目)、通番46(165頁目)、通番47(166頁目)、通番50(173頁目)、通番60(196頁目)、通番63(197頁目)及び通番67(205頁目)には、特定の個人の氏名(弁護士の氏名を含む。以下同じ。)及び傷病に関する情報等が記録されていると認められる。

イ 上記アの不開示部分は、各文書ごとに特定の個人の氏名及びこれと一体として特定の個人を識別することができる情報と認められ、法5条1号本文前段に該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。さらに、当該部分のうち、下記ウを除く部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、同条2号イについて判断するまでもなく(通番46、通番47及び通番50についてのみ。)、不開示としたことは妥当である。

ウ 通番30(40頁目)の不開示部分のうち、傷病に関する情報については、通常人に知られたくない機微な情報であり、近親者や医療関係者には当該個人が特定されるおそれもあることから、これを公にすると当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、部分開示できない。

したがって、当該部分は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、5号並びに6号柱書き及びロに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨

別表1 本件不開示維持部分ごとの不開示理由

文書名	通し頁	通番	不開示維持部分	不開示内容の要旨	法5条の適用号
訴状	1	1	原告訴訟代理人 弁護士の印影	法人等の権利・利益に係る事項	2号イ
		2	原告の住所及び 氏名	個人に関する情報	1号
訴状訂正申 立書	9	3	原告の氏名	同上	同上
		4	原告訴訟代理人 弁護士の印影	法人等の権利・利益に係る事項	2号イ
求釈明書	10	5	原告の氏名	個人に関する情報	1号
		6	原告訴訟代理人 弁護士の印影	法人等の権利・利益に係る事項	2号イ
準備書面1	11	7	原告の氏名	個人に関する情報	1号
		8	原告訴訟代理人 弁護士の印影	法人等の権利・利益に係る事項	2号イ
準備書面2	14	9	原告の氏名	個人に関する情報	1号
		10	原告訴訟代理人 弁護士の印影	法人等の権利・利益に係る事項	2号イ
		11	項番1(1)の 一部	個人に関する情報	1号
訴えの変更 申立書	18	12	原告の氏名	同上	同上
		13	原告訴訟代理人 弁護士の印影	法人等の権利・利益に係る事項	2号イ
準備書面3	20	14	原告の氏名	個人に関する情報	1号
		15	原告訴訟代理人 弁護士の印影	法人等の権利・利益に係る事項	2号イ
準備書面4	23	16	原告の氏名	個人に関する情報	1号
		17	原告訴訟代理人 弁護士の印影	法人等の権利・利益に係る事項	2号イ
求釈明申立 書	30	18	原告の氏名	個人に関する情報	1号
		19	原告訴訟代理人 弁護士の印影	法人等の権利・利益に係る事項	2号イ
準備書面5	32	20	原告の氏名	個人に関する情報	1号
		21	原告訴訟代理人 弁護士の印影	法人等の権利・利益に係る事項	2号イ

準備書面 6	3 5	2 2	原告の氏名	個人に関する情報	1 号
		2 3	原告訴訟代理人 弁護士印影	法人等の権利・利益に係る事項	2 号イ
準備書面 7	3 8	2 4	原告の氏名	個人に関する情報	1 号
		2 5	原告訴訟代理人 弁護士印影	法人等の権利・利益に係る事項	2 号イ
	3 9	2 6	項番 2 (1) の一部	個人に関する情報	1 号
	4 0	2 7	項番 2 (1) ④の一部	同上	同上
		2 8	同上⑤の一部	同上	同上
		2 9	同上⑨の一部	同上	同上
		3 0	項番 2 (2) , 同ア, 同ウ及び 同エの各一部	同上	同上
	4 1	3 1	項番 2 (3) ①の一部	同上	同上
答弁書	4 6	3 2	原告の氏名	同上	同上
		3 3	特定法務局訟務部 (送達場所) の電話番号及び F A X 番号	事務の適正な遂行に係る事項	6 号 柱 書 ぎ
被告第 1 準備書面	4 9	3 4	原告の氏名	個人に関する情報	1 号
被告第 2 準備書面	7 1	3 5	同上	同上	同上
被告第 3 準備書面	7 4	3 6	同上	同上	同上
被告第 4 準備書面	7 8	3 7	同上	同上	同上
被告第 5 準備書面	1 0 0	3 8	同上	同上	同上
被告第 6 準備書面	1 2 2	3 9	同上	同上	同上
被告第 7 準備書面	1 2 9	4 0	同上	同上	同上
判決	1 3 5	4 1	原告の住所及び	同上	同上

			氏名		
控訴状	1 6 0	4 2	控訴人訴訟代理人弁護士 の印影	法人等の権利・利益に 係る事項	2号イ
		4 3	控訴人の住所及び 氏名	個人に関する情報	1号
控訴理由書	1 6 3	4 4	控訴人の氏名	同上	同上
		4 5	控訴人訴訟代理人 弁護士の印影	法人等の権利・利益に 係る事項	2号イ
	1 6 5	4 6	項番3(5)の 一部	個人に関する情報、法人 等の権利・利益に係る事 項	1号, 2 号イ
	1 6 6	4 7	項番4の一部	同上	同上
答弁書	1 6 7	4 8	控訴人の氏名	個人に関する情報	1号
		4 9	特定法務局訟務部(送達場所) の電話番号及びFAX番号	事務の適正な遂行に係る 事項	6号柱書き
	1 7 3	5 0	項番第3の一部	個人に関する情報、法人 等の権利・利益に係る事 項	1号, 2 号イ
判決	1 7 4	5 1	控訴人の住所及び 氏名	個人に関する情報	1号
証拠説明書	1 9 0	5 2	原告の氏名	同上	同上
		5 3	原告訴訟代理人 弁護士の印影	法人等の権利・利益に 係る事項	2号イ
証拠説明書 2	1 9 2	5 4	原告の氏名	個人に関する情報	1号
		5 5	原告訴訟代理人 弁護士の印影	法人等の権利・利益に 係る事項	2号イ
証拠説明書 3	1 9 3	5 6	原告の氏名	個人に関する情報	1号
		5 7	原告訴訟代理人 弁護士の印影	法人等の権利・利益に 係る事項	2号イ
証拠説明書 5	1 9 6	5 8	原告の氏名	個人に関する情報	1号
		5 9	原告訴訟代理人 弁護士の印影	法人等の権利・利益に 係る事項	2号イ
		6 0	表中「立証趣	個人に関する情報	1号

			旨」欄の一部			
証拠説明書 6	197	61	原告の氏名	同上	同上	
		62	原告訴訟代理人 弁護士の印影	法人等の権利・利 益に係る事項	2号イ	
		63	表中「立証趣 旨」欄の一部	個人に関する情報	1号	
証拠説明書	199	64	原告の氏名	同上	同上	
証拠説明書 (2)	202	65	同上	同上	同上	
証拠説明書 (3)	204	66	同上	同上	同上	
		205	67	表中「乙12」 の「標目（作成 者）」欄の一部	同上	同上
			68	表中「乙13」 の「標目（作成 者）」欄の一部	同上	同上
証拠説明書 (4)	207	69	原告の氏名	同上	同上	
証拠説明書 (5)	209	70	同上	同上	同上	

別表2 諮問庁が新たに開示する部分

文書名	通し頁	番号	新たに開示する部分
訴状	5	1	項番1(3)の不開示部分全て
準備書面2	14	2	項番1(1)の5行目の不開示部分全て
訴えの変更申立書	19	3	項番3の不開示部分全て
準備書面3	22	4	項番4(3)の不開示部分全て
準備書面7	45	5	項番5(2)の不開示部分全て
被告第4準備書面	81	6	項番3(1)アの不開示部分全て
	97	7	項番2(1)の不開示部分全て
	98	8	項番2(2)ウの不開示部分全て
	99	9	同上
判決	136	10	項番1の不開示部分全て
	144	11	項番4(3)の不開示部分全て
判決	175	12	項番1(1)の不開示部分全て
証拠説明書	190	13	表中「立証趣旨」欄の不開示部分全て
証拠説明書(3)	205	14	表中「乙12」の「標目(作成者)」欄の2行目4文字目ないし3行目3文字目